

平成27年度（2015年度）就学援助制度のお知らせ

大阪市教育局

就学援助制度は、教育の機会均等の趣旨に則り、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、必要な援助を行うことによって、すべての児童生徒が義務教育を円滑に受けられるようにする制度です。制度の趣旨をご理解いただき、援助を希望される方は申請してください。認定後に支給される援助費は、子どもたちの学校教育のためにお使いください。

1 援助を受けられる方 ※継続して援助を受けられる方も、毎年、申請書及び証明書類の提出が必要です。

大阪市の小学校又は中学校に通学している（入学予定含む）児童生徒の保護者で、次の申請理由のいずれかに該当する方です。

申請理由	証明書類（申請理由を証明するための提出書類等） （注）写しについては、原本の提示を求める場合があります。
① 市民税が非課税の方 ※土地、建物等、資産の売却や譲渡に伴う損失計上による非課税は除く。 ※所得割額・均等割額ともに非課税の方が対象。	次のどちらかの方法で申請できます。 ・税情報を利用する。⇒裏面「 税情報の利用 」をご覧ください。 この場合、証明書類の提出は不要です。 ・非課税であることを証明する書類を提出する。 提出する証明書類については、申請書裏面に記載しています。
② 固定資産税を減免された方 ※理由が火災、地震等の災害によるもの。	・固定資産税・都市計画税（土地・家屋）税額変更通知書（写） ※新築減税は対象外です。
③ 個人事業税を減免された方	・個人事業税減額決定通知書（写）
④ 国民年金保険料を減免された方	・国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書（写） ※ただし、保護者全員分が必要。
⑤ 国民健康保険料を減免または徴収猶予された方	・国民健康保険料（変更）決定通知書（写）※全体が必要です。 （被保険者氏名欄に保護者全員の氏名が記載されているもの） ・国民健康保険料徴収猶予決定通知書（写）
⑥ 児童扶養手当の支給を受けている方	・児童扶養手当証書（市長印が押されているページの写し）
⑦ 生活福祉資金の貸付の決定を受けた方	・生活福祉資金貸付決定通知書（写）
⑧ 雇用保険被保険者手帳を有する日雇労働者の方（手帳を有する方以外の保護者に収入がある場合は該当しない。）	・雇用保険被保険者手帳（公共職業安定所長印が押されているページの写し） ・手帳を有する方以外の保護者の「市民税・府民税証明書」
⑨ 火災、風水害、震災、その他の災害にあった方	・被災証明（区役所市民協働課発行） ・り災証明（消防署発行）
⑩ 生活保護を受けている方	証明書類の提出は不要です。ただし、教育扶助費の受給がない場合は「生活保護適用証明書」の提出が必要です。
⑪ 生活保護を停止または廃止された方 ※世帯状況変更による廃止者は除く。	・生活保護停止・廃止決定通知書（写）

⑫	上記①～⑪には該当しないが、特別な事情により、経済的に困窮していて、就学援助を必要とする方 全員、所得審査になります。	“税情報の利用”又は“証明書類の提出”の、どちらかの方法により、世帯全員の所得合計額で審査を行います。 詳しくは別紙「 申請理由⑫で申請される方へ 」に記載していますので、この理由（⑫番）で申請される方は、必ず、事前にお読みください。
---	--	---

※①・②・③・⑦・⑨・⑪は、平成26年度または平成27年度のいずれかに該当していればよい項目です。

※④・⑤・⑥・⑧・⑩・⑫は、平成27年度に該当していることが必要です。ただし、④・⑤・⑥・⑧・⑩については、申請日が3月末日までの場合、平成26年度に該当していることがわかる証明書類でも可能です。

2 援助の内容

※平成26年度の内容です。平成27年度の内容については、平成27年4月1日以降、教育委員会ホームページ（<http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/>）等でお知らせします。

	学校教材費 特別活動費 その他諸費 （児童費・生徒費会計）	修学旅行費 林間・臨海学習費 （積立金会計）	学校給食費	通学費	入学準備補助金 （新1年生のみ）	医療費 （特定疾病のみ）	独立行政法人 日本スポーツ 振興センター 共済掛金
小学校	学校徴収金相当 （実費）	学校徴収金相当 （行事終了後実費）	実費	実費	20,470円以内	学校医療券 交付	保護者負担額 （教育委員会が 上記センターに 直接支払います）
中学校			実費の 2分の1		23,550円以内		

（注1）認定後は、保護者の同意に基づき、学校給食費及び学校徴収金の教材費等（児童費・生徒費会計）に充当します。
修学旅行費、林間・臨海学習費（積立金会計）については、就学援助の認定を受けている期間に参加した行事が就学援助の対象になり、その実費を行事終了後、就学援助費として支給します。（キャンセル料含む）
■修学旅行費 …………… 支給は、小学校・中学校でそれぞれ1回限りになります。
■林間・臨海学習費 …… 支給は、各学年でそれぞれ1回限りになります。

（注2）入学準備補助金は、小・中学校の新1年生が支給対象です。また、認定日が4月2日以降の場合、支給はありません。

（注3）生活保護世帯の場合は、援助内容のうち①修学旅行費・②医療費・③独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金が援助の対象となります。（③の共済給付内容については、障害児舞金及び死亡見舞金です。）

（注4）医療費の支給対象は定期健康診断等の結果、むし歯、慢性副鼻腔炎（ちくのう症）、中耳炎、結膜炎、寄生虫病、アデノイド、白癬、疥癬、膿疱疹、トラコーマの治療を学校が指示した場合の患者負担額であり、医療機関受診時に学校医療券を提出することにより、教育委員会から直接医療機関へ支払います。
これらの治療が必要な場合には、学校が学校医療券を発行しますので、必ず受診される前に学校にお申し出ください。
（本制度の申請後であれば、認定されなかった場合に医療費を返還していただくことをご承知いただくことにより、認否結果が出る前であっても学校医療券の交付を受けられます。）また、すべての医療機関において学校医療券を使用できるわけではないため、受診予定の医療機関に学校医療券の使用が可能か確認いただきますようお願いいたします。
学校医療券を使用して対象疾病の治療を行う場合は、他の助成制度との併用はできません。

（注5）独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金は、5月1日時点で認定になっている方が対象になります。

（注6）他の制度により、同趣旨の経費が支給されている場合は、就学援助費は支給できません。

3 申込方法

【提出書類】「就学援助申請書兼世帯状況票」及び証明書類 ←「**1 援助を受けられる方**」をご覧ください。
※新1年生については、「入学準備用品等購入申出書」も提出してください。

【提出方法】保護者の方が、「就学援助申請書兼世帯状況票」に必要な証明書類を添付し、児童生徒が通っている学校（新1年生の場合は就学通知書で指定されている学校）に、持参又は送付してください。

【申請時期】平成27年3月1日から（注）申請理由によって、申請時期が異なるので注意してください。

申請区分	申請期限	申請理由	審査結果の通知時期 （教育委員会から保護者に通知）
(1) 早期（書類審査）	平成27年3月16日（月）まで	①～⑪	5月末日予定
(2) 一般1（税情報利用）	平成27年5月15日（金）まで	① ⑫	8月末日予定
(3) 一般2（書類審査）	平成27年6月30日（火）まで	①～⑫	8月末日予定
(4) 随時	平成27年7月1日（水）以降随時	①～⑫	教育委員会受理後、30日以内

※（1）～（3）の申請については、4月1日が認定日になります。ただし、4月1日に要件を満たしていない場合は、要件を満たした日以降になります。

※「（4）随時申請」については、7月1日以降も申請ができます。ただし、認定日は申請日以降になります。
・学校教材費等は認定日以降の購入や実施行事費用が支給対象となるため、支給がない場合があります。
・学校給食費は認定日からの実費（中学校は実費の2分の1）です。なお、入学準備補助金の支給はありません。

就学援助に関するお問合せ先

認否結果、支給日、支給額等	支給日、支給額等は、学校によって異なりますので、直接、児童生徒が通っている学校（新1年生は就学通知書による指定校）にお問合せください。
医療費及び独立行政法人・日本スポーツ振興センター共済掛金	教育委員会事務局 学校保健担当 （学校保健グループ） TEL：06-6208-9142
上記以外の就学援助制度全般	教育委員会事務局 学校経営管理センター事務管理担当 （就学援助グループ） TEL：06-6575-5654

～ このリーフレットは、年に一度のお知らせですので、1年間大切に保管してください。～

- (1) 就学援助の認定を受けた後に、申請理由を証明する書類の内容に変更があった場合（収入・所得のある世帯構成人員が増えた、修正申告により収入・所得の金額に変更があった等）には、速やかに学校に申し出てください。
- (2) 申請書及び証明書類の不備等により審査できない場合は、審査結果通知が遅くなること、又は否認定になる場合があります。
- (3) 提出された申請書、申出書及び添付書類等は、就学援助の審査に使用するもので、それ以外の目的には使用しません。また、原則として、申請の際に提出された書類は返却しません。

- (4) 事実ではない理由による申請など、虚偽・不正の内容であることが明らかとなった場合、また、支給された援助費を本来の趣旨以外に目的のために使用されたことが明らかとなった場合は、認定を取り消したうえ、援助費を返還していただくことがあります。
- (5) 「就学援助申請書兼世帯状況票」や添付書類には、たいへん重要な情報が含まれています。学校への提出については、保護者の方が持参または送付していただくようお願いします。

1

【一般2】すべての申請理由（①～⑫）が対象です。証明書類が必要です。

できます。（年内の申請受付のみ）

どちらかの□に「✓」マークを

「一般1（税情報利用）」で申請される方について、別居されている家族がある場合は、その方の住所地の郵便番号を、この欄に記入してください。

平成27年度(2015年度)就学援助申請書兼世帯状況票

※いずれかの○を記入してください。

(申請区分) いずれかの区分を記入してください。	早期 (要給費減額) 一般1 (情報提供利用)	一般2 (要給費減額)	随時 (新規) ※7月1日以降 ※昨年度に認定を受けていない場合、新規です。
--------------------------	----------------------------------	----------------	---

大阪市教育委員会へ 次のとおり就学援助を申請します。

大阪市立 中之島小中学校

現住所 大阪府北區中之島1-2-3
電話 1234 - 5678
現在地住所 大阪府東区1-2-1
氏名 フリガナ 大南 太郎

父 大南 一郎
母 大南 花子

兄弟姉妹の人数 4人
学年 小学4年生
性別 男

生活保護受給者 〇

特別事情 〇

その他 〇

「その他」に「ノ」をつけた方は、その事情を具体的に記入してください。

住宅の形態 〇

持家 〇

借家 〇

住民税額・所得金額等の確認方法 (申請理由が①～④の場合のみ、どちらかに「○」をつけてください。)

① 市民税が非課税である。
② 固定資産税を减免された。
③ 個人事業税を减免された。
④ 国民年金保険料を减免された。
⑤ 国民健康保険料を减免又は徴収猶予された。
⑥ 児童扶養手当の支給を受けている。
⑦ 生活福祉資金の貸付の決定を受けた。
⑧ 雇用保険被保険者手帳を有する日雇労働者である。
⑨ 火災、風水害、震災、その他の災害にあった。
⑩ 生活保護を受けている。
⑪ 生活保護を停止又は廃止された。

就学援助を利用する。 ※利用には、必ず申請者の同意が必要で、(単期、一般2申請は利用不可) 就学援助審議会に際して、教育委員会代表者または親類、市民税課長と協議を要し、必要な事項を確認すること。また、申請書の記載事項及び閲覧・閲覧事項を電子計算機に登録し、事務処理に活用することに同意する。

申請者名 大南 太郎

税金情報を利用せず、証明書類を添付する。(一般1申請は対象外)

世帯状況(生計を一にする者全員) ※申請理由にかかわらず、世帯状況は必ず記入してください。

氏名	年齢	職業	収入の有無	備考
大南 太郎	49	会社員	あり	
大南 花子	49	専業主婦	なし	
大南 一郎	12	小学生	なし	
大南 二郎	15	中学生	なし	
大南 花子	18	高校生	なし	

委託状及び同意書

就学援助認定者は、就学援助費の請求、受領、返納、物品購入等に関する権限を、校長を代理人と定め委任します。又、支給される就学援助費については、直接、学校給食費、又は、学校施設費の納入費、校外活動費、修学旅行費等に充當することにより同意します。

申請者名 大南 太郎

(三三)

※申請理由①・⑫の方が対象です。

「市民税・府民税証明書」に記載される項目のうち、
「市民税・府民税額（年税額のみ）」「所得金額（内訳及び繰越損失額）」
「扶養親族の区分」「市民税減免の有無」「医療費控除額」
「本人該当区分（寡婦・特別の寡婦・寡夫のみ）」

【ひとり親家庭の確認】 ※申請理由①・④・⑤・⑫の方が対象です。

申請理由①・④・⑤・⑫については、父母ともに、申請理由に該当していることが条件になります。申請者がひとり親家庭の場合は、次のいずれかの確認書類が必要です。申請書と合わせて提出してください。

事 由	証 明 書 類
寡婦（寡夫）控除を受けている	市民税・府民税証明書等の寡婦（寡夫）控除が確認できる書類
ひとり親家庭医療証を交付されている	ひとり親家庭医療証(写)
平成27年1月1日以降に配偶者が死亡	死亡診断書(写)、死亡者が記載された住民票除票、戸籍など
平成27年1月1日以降に離婚が成立	離婚届受理証明書 など
離婚調停中等である	調停申立書、訴状、判決書(写) など
遺族年金を受給中である	遺族年金証書、年金額改定通知書(写)
その他	申請者の戸籍抄本、領事館等発行の独身を証明する書類 など